

現在位置： [原産地規則ポータル](#) > [原産地証明手続](#) > 原産地証明書のデータ交換について

原産地証明書のデータ交換について

【重要なお知らせ】パイロット運用における取扱いの一部変更について(令和5年5月29日)

今般、インドネシア発給機関より、同機関の発給システムに技術上の問題が生じたため、一時的にe-COの発給を停止し、令和5年5月22日からe-COの発給を再開した旨の連絡がありました。

e-COの発給が停止されている間、日本での輸入申告におけるe-COの利用状況を確認できなかったことから、輸入申告の際にe-COに併せて提出をお願いしているe-COの控えの提出を求める期間を下記のとおり変更することとしましたので、お知らせいたします。

輸入申告の際にe-COの提出に併せてe-CO控えの提出を求める期間

【変更前】令和5年5月1日から令和5年5月31日まで

【変更後】令和5年5月1日から令和5年6月25日まで

本パイロット運用において安定的な運用が見込めることが確認できた場合は、本格運用に移行し、輸入申告の際にe-COの提出のみを求める予定です。本格運用への移行については、決まり次第、本HPでお知らせいたします。

[日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるパイロット運用に係る実施要領\(令和5年5月改訂\)](#)

なお、現在、インドネシア発給機関においては、e-COのほか、紙の原産地証明書の発給にも対応しております。